

法 学 号 外
平成 29 年 6 月 26 日

各 私 立 専 修 学 校 長 }
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する
告示の施行について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

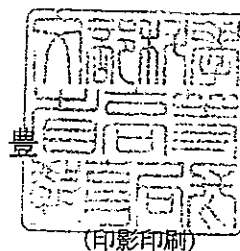
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

29文科高第233号
平成29年6月16日

各国公立大学長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会

文部科学省高等教育局長
常盤



大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を
改正する告示の施行について（通知）

この度、別添の通り、大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する告示が平成29年5月31日に公布され、同年10月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、準備教育課程に係る日本語の教員の資格について、平成28年7月に法務省において定められた出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成29年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準（以下「日本語教育機関の告示基準」という。）と同様に厳格化して規定するとともに、大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成11年文部省告示第165号。以下「規程」という。）に係る手続等について定めている準備教育課程の指定の基準及び手続について（平成11年9月3日高等教育局長・学術国際局長裁定。以下「裁定」という。）のうち、告示として明示することが適当なもの等について、規程に規定するものです。

これらの改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、管下の専修学校及び各種学校に対し、この旨を周知するようお願いいたします。

記

第1 改正の概要



1 日本語教育機関の告示基準にあわせた日本語の教員の資格の改正

日本語の教員について、次の各号のいずれかに該当するものとする（第13条第2項関係）。

- ①大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を履修し、当該科目の単位を26単位以上修得して卒業した者
- ②学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であつて適当と認められるものを315時間（420単位時間）以上受講し、これを修了した者
- ③公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

2 裁定の一部の明示

(1) 裁定中の以下の事項について、規程に規定したこと。その際、各規定について、その趣旨をも変更するものではないこと（日本語教員の資格に関するものを除く。）。

- ①課程の始期及び終期の定め（裁定第5）（第4条第2項関係）
- ②授業時数（裁定第2）（第6条第3項関係）
- ③単位時間（裁定第3）（同条第4項関係）
- ④授業の時間帯（裁定第4）（同条第5項関係）
- ⑤学則（裁定第1）（第9条第1項関係）
- ⑥教員の兼務（裁定第7）（第11条第4項関係）
- ⑦授業を担当しない教員（裁定第9）（同条第5項関係）
- ⑧生活指導担当者（裁定第15）（第14条第2項関係）
- ⑨施設の面積（裁定第13）（第19条第3項関係）

(2) 規程に規定しなかった事項については、別紙のとおり取り扱うこととしたこと。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 留意事項

(1) 教員の兼務について（第11条関係）

教員は、他の教科又は同一の教科に属する2以上の科目の担当を兼務することができるものとする。

(2) 専任教員について（同条関係）

専任教員については、勤務の形態、給与の支払方法、社会保険への加入状況、他の職業の有無等の総合的な観点から専任性が認められること。

(3) 授業担当時数について（同条関係）

教員の1週間当たりの授業担当時数は、25時間を超えないものとする。1週間当たりの授業担当時間数の計算は、当該教員が担当する基礎教科と日本語の科目の授業担当時間数を合計するものとする。

(4) 教員の資格について（第13条関係）

教員の資格に当たっては、以下の点に留意すること。

①教員の資格は、申請時に満たしていること。ただし、新規に大学を卒業する者については、在籍する大学の卒業見込証明書等が添付された場合は、この限りでないこと。

②第2項第2号に規定する315時間は、1単位時間を45分とした上で従前の420単位時間を換算したものであり、法務省入国管理局の定める「日本語教育機関の告示基準」（平成28年7月22日法務省入国管理局）第1条第1項第13号ニの規定内容と相違するものではないこと。

(5) 位置及び環境について（第16条関係）

準備教育施設は、風俗営業施設又は風俗関連営業施設と同一の建物への入居はできないこと。

(6) 校地及び校舎について（第18条及び第19条関係）

校地及び校舎は、原則として負担附（担保に供せられている等）又は借用のものではないこと。ただし、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りでないこと。

(7) 経営について

準備教育施設の経営に当たっては、以下の点に留意すること。

①収支計算上の予算及び決算において、生徒納付金の総額と準備教育課程の運営に係る経常支出の総額の比率が適正であること。

②設置者について、総資産額に対する総負債額（前受金を除く。）の割合が適正であること。

③設置者について、負債の償還計画が確立されており、帰属収入に占める毎年度の負債償還額が適正であること。

④設置者について、納税が適法に行われていること。

⑤生徒納付金の額、経常経費、支出額等が適切なものであること。

(8) 入学者の募集及び選抜について

入学者の募集及び選抜は、公平かつ公正に行うこと。

(9) 進学の斡旋について

大学又は専門学校等に対し、進学を希望する生徒の紹介又は斡旋に際し、不当な対価を要求し、又は受け取ってはならないこと。

第3 その他

準備教育課程の指定の基準及び手続について（平成11年9月3日高等教育局長・学術国際局長裁定）は、廃止すること。

なお、準備教育課程の指定の手続については、別途通知予定であること。

本件担当

文部科学省高等教育局学生・留学生課

留学生交流室留学交流支援係

電話 03-5253-4111（内線3028）

○文部科学省告示第八十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十一条第一号の規定による昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成十一年文部省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

第四条の見出しを「（修業年限等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 準備教育課程の始期及び終期は、具体的に定めるものとする。

第五条第一項中「基礎教科を外国語並びに数学、地理歴史及び公民のうち少なくとも一教科をもって編成する」を「地理歴史又は公民をもつて理科に代える」に改め、同条第二項中「高等学校学習指導要領」の下に「（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）」を加える。

第六条第一項中「九百二十時間」を「九百二十単位時間」に改め、同条第二項中「百二十時間」を「百二十単位時間」に、「八百時間」を「八百単位時間」に改め、同項の次に次の三項を加える。

3 前項に規定する授業時数のうち日本語に係るものについては、日本語教育に係るものは七百六十単位時間以上とし、日本事情に係るものは四十単位時間以上とする。

4 準備教育課程の授業における一単位時間は、四十五分以上とする。

5 準備教育課程の授業は、主として昼間において行われるものとする。

第九条第一項中「学校教育法施行規則」の下に「(昭和二十二年文部省令第十一号)」を加え、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七条第一項各号に掲げる学校等は、その開設する準備教育課程について学則中に記載するものとする。

第十一条第二項中「教員」の下に「(常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「(常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。)」を削り、同項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 基礎教科の教員は、日本語の教員と兼ねることができる。

5 準備教育施設には、教育上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。ただし、第二項及び第三項に掲げる教員数には、当該教員を含まないこととする。

第十三条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であつて相当と認められるものを三百十五時間以上受講した者

三 公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会とし

て設立された法人をいう。)が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
第十三条第二項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。
第十四条に次の一項を加える。

2 生活指導担当者は、専任教員又は事務職員がこれを兼ねることができる。

第十五条中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。
第十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上とする。

附則第二項及び第三項中「一般社団法人」を「公益社団法人」に、「一般財団法人」を「公益財団法人」に改め、附則第五項中「第四項」を「第六項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

◎大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する告示（案）新旧対照表
 ○大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成十一年文部省告示第百六十五号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第二章 準備教育課程の指定の基準 （修業年限等） 第四条 （略） 2 準備教育課程の始期及び終期は、具体的に定めるものとする。 （教育課程） 第五条 準備教育課程は、数学、理科及び外国語（以下「基礎教科」という。）並びに日本語によって編成するものとする。ただし、生徒等の専攻分野別に準備教育課程を編成する場合において相当の理由がある<u>と認められるときは、地理歴史又は公民をもつて理科に代えることができるものとする。</u> 2 基礎教科に属する科目の名称、目標及び内容については、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に定めるところによる。 3・4 （略） （授業時数）</p>	<p>第二章 準備教育課程の指定の基準 （修業年限） 第四条 準備教育課程の修業年限は、一年以上とする。 （新設） （教育課程） 第五条 準備教育課程は、数学、理科及び外国語（以下「基礎教科」という。）並びに日本語によって編成するものとする。ただし、生徒等の専攻分野別に準備教育課程を編成する場合において相当の理由がある<u>と認められるときは、基礎教科を外国語並びに数学、地理歴史及び公民のうち少なくとも一教科をもつて編成することができるものとする。</u> 2 基礎教科に属する科目の名称、目標及び内容については、高等学校学習指導要領に定めるところによる。 3・4 （略） （授業時数）</p>

第六条 準備教育課程を修了するために履修すべき授業時数は、九百二十単位時間以上とする。

2 前項に規定する授業時数のうち基礎教科に係るものは百二十単位時間以上とし、日本語に係るものは八百単位時間以上とする。

3 前項に規定する授業時数のうち日本語に係るものについては、日本語教育に係るものは七百六十単位時間以上とし、日本事情に係るものは四十単位時間以上とする。

4 準備教育課程の授業における一単位時間は、四十五分以上とする。

5 準備教育課程の授業は、主として昼間において行われるものとする。

(規則)

第九条 第七条第一項各号に掲げる学校等は、その開設する準備教育課程について学則中に記載するものとする。

2 準備教育施設は、準備教育課程に関し、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四条第一項各号に掲げる事項に準じた内容を記載した規則を制定するものとする。

(教職員の数)

第十一条 (略)

2 基礎教科の教員(常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。)は、生徒等の数に応じて必要な数を置くものとし、その数は、二人以上とする。

3 (略)

第六条 準備教育課程を修了するために履修すべき授業時数は、九百二十時間以上とする。

2 前項に規定する授業時数のうち基礎教科に係るものは百二十時間以上とし、日本語に係るものは八百時間以上とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(規則)

第九条 (新設)

準備教育施設は、準備教育課程に関し、学校教育法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項に準じた内容を記載した規則を制定するものとする。

(教職員の数)

第十一条 準備教育施設には、長のほか、基礎教科の教員、日本語の教員、生徒指導担当者その他必要な職員を置くものとする。

2 基礎教科の教員は、生徒等の数に応じて必要な数を置くものとし、その数は、二人以上とする。

3 日本語の教員は、次の表に定める数以上とする。

(略)

4 基礎教科の教員は、日本語の教員と兼ねることができる。

5 準備教育施設には、教育上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。ただし、第二項及び第三項に掲げる教員数には、当該教員を含まないこととする。

6 専任の教員数は、教員の合計数の二分の一以上（教員の合計数の二分の一が三に満たない場合にあつては、三人以上）とする。

(教員の資格)

第十三条 (略)

(新設)

(新設)

4 専任の教員数（常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。）は、教員の合計数の二分の一以上（教員の合計数の二分の一が三に満たない場合にあつては、三人以上）とする。

(教員の資格)

第十三条 基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 担当する教科について高等学校の教諭の免許を有する者

二 学士の学位を有する者で、一年以上大学、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「大学等」という。）においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、二年以上（修業年限を三年とする短期大学にあつては、一年以上）大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

四 専修学校の専門課程（修業年限を四年以上とする課程を除く。）を修了した者で、大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したものであつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となるもの

五 修業年限を四年以上とする専修学校の専門課程を修了した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に

2 日本語の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、日本語の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 (略)

二 学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であつて適当と認められるものを三百十五時間以上受講した者

三 公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

(削除)

(削除)

四 (略)

(生活指導担当者の資格)
第十四条 (略)

2 生活指導担当者は、専任教員又は事務職員がこれを兼ねることがで

関する業務に従事したもの

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
2 日本語の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、日本語の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を履修し、当該科目の単位を二十六単位以上修得して卒業した者

二 学士の学位を有する者又は高等学校の教諭の経験のある者で、一年以上学校教育法第一条に規定する学校、専修学校、各種学校又は日本語教育施設（以下「学校等」という。）において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、一年以上（修業年限を三年とする短期大学にあつては、一年以上）学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

四 専修学校の専門課程（修業年限を一年以上とする課程を除く。）を修了した者で、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して一年以上となるもの

五 修業年限を一年以上とする専修学校の専門課程を修了した者で、一年以上学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(生活指導担当者の資格)
第十四条 生活指導担当者は、生徒等の生活指導及び進路指導に関する知識を有する者とする。

(新設)

きる。

(教職員の欠格事由)

第十五条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に該当する者並びに外国人の入国及び在留に関する不正行為を行い、三年を経過していない者は、準備教育施設の長、基礎教科の教員、日本語の教員及び生活指導担当者になることができないものとする。

(校舎)

第十九条 (略)

2 (略)

3 準備教育施設の教室は、収容定員数に応じて、必要な面積を備えるものとする。ただし、同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上とする。

附則

1 (略)

2 留学生交流を目的とする公益社団法人又は公益財団法人は、その設置する教育施設において公共性及び安定性が確保できると認められるときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、準備教育課程を開設することができる。

(教職員の欠格事由)

第十五条 学校教育法第九条各号に該当する者並びに外国人の入国及び在留に関する不正行為を行い、三年を経過していない者は、準備教育施設の長、基礎教科の教員、日本語の教員及び生活指導担当者になることができないものとする。

(校舎)

第十九条 準備教育施設の校舎の面積は、百十五平方メートル以上とし、当該面積を準備教育課程の収容定員数(準備教育課程以外の課程を開設している場合にあつては、準備教育課程とこれ以外の課程のそれぞれの収容定員数の合計数)で除した面積は、二・三平方メートル以上とする。

2 準備教育施設の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他準備教育課程の開設に必要な付帯施設を備えるものとする。

3 準備教育施設の教室は、収容定員数に応じて、必要な面積を備えるものとする。

附則

1 この規程は、平成十一年九月三日から施行する。

2 留学生交流を目的とする一般社団法人又は一般財団法人は、その設置する教育施設において公共性及び安定性が確保できると認められるときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、準備教育課程を開設することができる。

3 前項の教育施設及び公益社団法人又は公益財団法人に対しこの規程の規定を適用する場合には、この規程の規定中準備教育施設のうちには同項の教育施設を、設置者のうちには公益社団法人又は公益財団法人をそれぞれ含むものとする。

4 (略)

5 第十一条第六項の規定にかかわらず、当分の間、専任の教員数は、教員の合計数の三分の一以上（教員の合計数の三分の一が二に満たない場合にあつては、二人以上）とする。

6 (略)

3 前項の教育施設及び一般社団法人又は一般財団法人に対しこの規程の規定を適用する場合には、この規程の規定中準備教育施設のうちには同項の教育施設を、設置者のうちには一般社団法人又は一般財団法人をそれぞれ含むものとする。

4 第十条の規定にかかわらず、当分の間、基礎教科について同時に授業を行う生徒等の数は四十人以下とする。

5 第十一条第四項の規定にかかわらず、当分の間、専任の教員数は、教員の合計数の三分の一以上（教員の合計数の三分の一が二に満たない場合にあつては、二人以上）とする。

6 第二十五条の規定にかかわらず、平成十二年に指定を受けようとする者についての指定の申請の期限は、平成十一年九月三十日とする。